

大都市圏への販路開拓に挑戦してみませんか？

令和6年度 販路開拓トライアル事業 大分市コーナー(大阪) 出品商品募集要領

大都市圏での販売を目指す大分市産品の販路開拓を支援するため、東京・大阪の販売店舗に大分市コーナーを設置しています。

大阪の大分市コーナー移転により、出品商品を募集します！



きしな屋ほんまち店に
大分市コーナー
10月1日(火)
移転 OPEN!!

募集期間：令和6年7月1日（月）～7月31日（水）

※10月1日オープン後は、随時募集します。

表に○がついている**常温保存の加工食品**が対象となります！

対象者	対象商品	大分市ブランド 認証加工品	大分市産農林水産物 を活用した加工品	左記以外の加工品
			※出品を希望する設置店舗がある都または府内で 既に販売している場合は対象外	
市内に主たる事業所を 有する事業者		○	○	○
市外に主たる事業所を 有する事業者		○	○	×

大分市農林水産部 農政課

令和 6 年度 販路開拓トライアル事業 大分市コーナー(大阪)出品商品募集要領

1. 目的

大分市では、大都市圏の販売店舗に常設販売棚（以下「大分市コーナー」という。）を設置し、大分市産品の販売を試みることで、商品力、販売力の向上を図り、更なる販路拡大に繋がります。

2. 大分市コーナー(大阪)移転先店舗

設置店舗名	きしな屋ほんまち店 (大阪府中央区船場中央 4-1-10-133 船場センタービル 10 号館) ※大阪メトロ御堂筋線「本町」駅・中央線「本町」駅 直結
店舗形態	セレクトショップ
常設販売棚	2 台 (1 台 : 幅 80cm×高さ 144cm×奥行 30cm 4 段)
営業時間	10 時～18 時
店舗概要	令和 5 年 11 月に大阪一の問屋街である船場センタービル内にオープンした店舗です。「旅するバイヤー®」である店主が日本全国をたずね目利きした地域自慢の逸品が並ぶ、食のセレクトショップです。
店舗情報	https://www.kishinaya.com/
設置期間	令和 7 年 3 月 31 日 (月) まで ※令和 7 年度は未定
費用	常設販売棚設置に係る費用は、大分市が負担します。

3 対象者

加工品を製造または販売する者 ※ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とします。

- (1) 市町村税を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

4 対象商品

大都市圏での販売を目指す、以下のいずれかに該当する**常温保存の加工食品**とします。ただし、(2)(3)については、**大阪府内で既に販売している場合は対象外とします。**

- (1) 大分市ブランド認証加工品
 - (2) 大分市内に主たる事業所を有する「対象者」が製造(委託製造含む)した商品
 - (3) 「対象者」が大分市産の農林水産物等を主原材料として製造(委託製造含む)した商品
- ※大分市外の事業者でも、大分市産の農林水産物等を主原材料とした商品は対象になります。

5 取引条件

- 仕入れ形態：消化仕入れ（買取ではありません。）
- 販売手数料：18%
- 送料（返品含）：出品事業者負担
- 納品方法：設置店舗へ直接納品してください。（納品時期、場所は、設置店舗より別途連絡します。）
- 販売代金の支払い：月末締め翌月末払い

6 商品の採用等

設置店舗及び大分市との双方協議（**店舗や販売棚（大分市コーナー）のコンセプト、他商品との競合等も勘案**）のうえ、採用、採用予定、不採用を決定します。

採用	速やかに販売します。
採用予定	商品入れ替え時期や季節等を考慮のうえ、今後販売する予定です。
不採用	販売できません。（その理由も併せて通知（フィードバック）します。）

7 出品商品の見直し（入れ替え）

採用された商品（以下「出品商品」という。）の販売動向等を踏まえ、概ね4半期ごとに見直します。
なお、出品を中止する商品については、その理由を通知（フィードバック）します。

8 出品商品の取引

採用後の取引にかかる手続き（商品登録等）等を設置店舗に対し行っていただきます。
（取引には、大分市は関与しません。）

9 出品の取り消し

以下に掲げる事由に該当する場合は、出品を取り消す場合があります。

- (1) 申請内容と異なる場合
- (2) 関係法令に違反する場合
- (3) 設置店舗との円滑な受注、納品等に対応しない場合
- (4) その他、市長が適当でないと認める場合

10 提出書類等

応募対象者は、出品の申請をしようとするときは、次に掲げる書類等を大分市農政課に提出してください。
なお、以下の書類等は、販売店舗にも提供しますので、予めご了承ください。

- (1) 販路開拓トライアル事業大分市コーナー出品申請書（様式第1号）
- (2) F C P 展示会・商談会シート（最新版（第3.1版））を使用してください
- (3) 商品サンプル 1点
- (4) 生産物賠償責任保険（P L 保険）証書の写し
- (5) 3月以内に発行された市町村税の滞納がないことを証明する書類（市町村税完納証明等）又はその写し（市長が認める場合を除く）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に係る誓約書（様式第2号）
- (7) 重要事項確認書（申請時参考）
- (8) その他市長が必要と認める書類

【提出書類のダウンロード】

- (1)、(2)、(6)、(7)の書類は、大分市ホームページ（トップページ ≫ 組織から探す ≫ 農林水産部 ≫ 農政課 ≫ 情報提供（農政課））よりダウンロードできます。

11 応募の方法

- (1) 「10 提出書類等」を郵送または直接持参してください。
- (2) 「10 提出書類等」の(2)は、提出後、メールにて大分市農政課宛てに送付してください。（PDF等に変換せず、エクセルファイルのまま送付してください。）

12 提出・問合せ先

大分市農林水産部 農政課 農産品流通担当班

- 住所：〒870-8504 大分市荷揚町2番31号（本庁舎8階）
- TEL：097-537-7025（直通）
- FAX：097-534-6176
- e-mail：nosei3@city.oita.oita.jp
- 担当：岡部・南

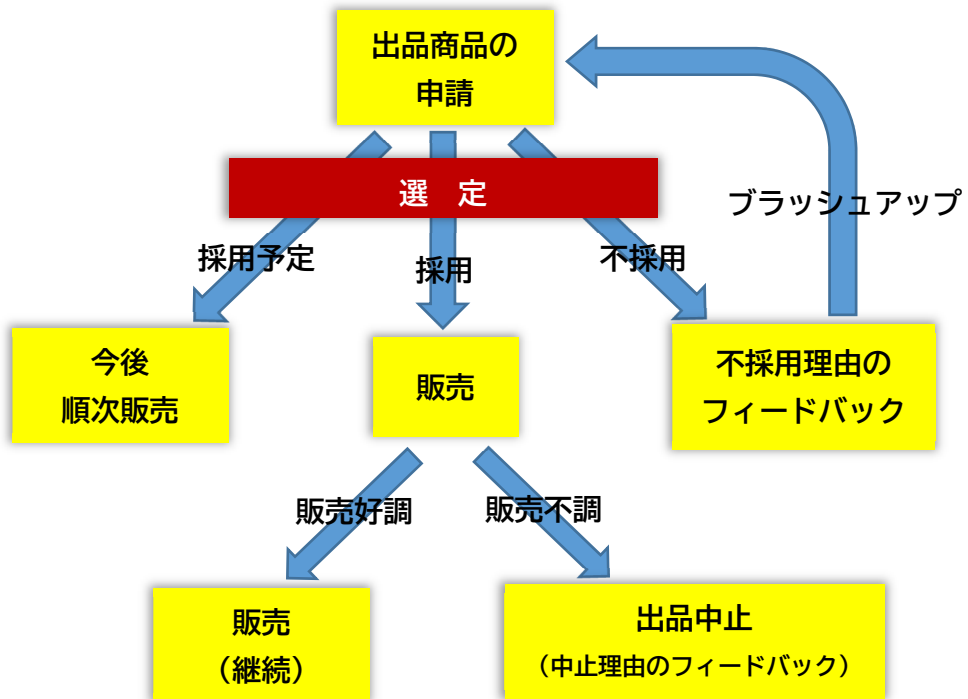
13 応募期間

令和6年7月1日（月）～7月31日（水） ※10月1日オープン後は、随時募集します。

14 留意事項

- (1) 催事を開催する際は、試食・試飲用サンプルの提供にご協力願います。
- (2) 申請に係る費用は申請者の負担になります。
- (3) 大分市コーナーでの出品商品の販売を永続的に保証するものではありません。
- (4) 提出された書類は返却しませんので、副本をご準備ください。

15 事業のイメージ



16 店舗写真

